

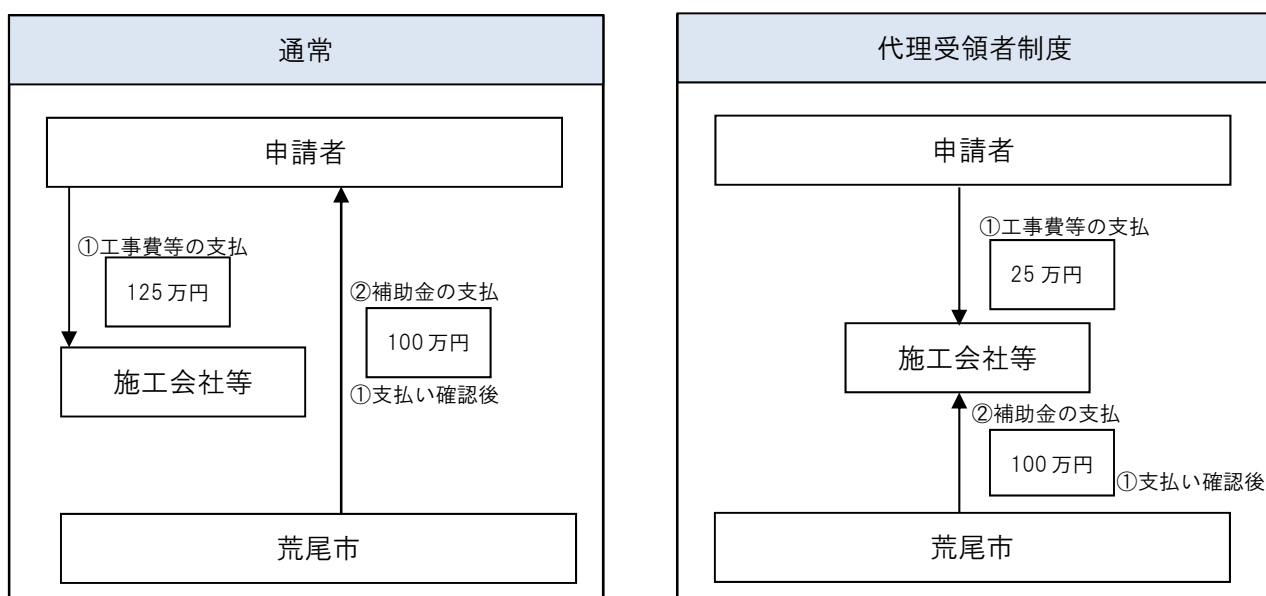
※令和6年度より、代理受領制度が使えるようになりました。（※代理受領制度を使用する場合は、施工会社等に代理受領が可能か確認を行ってください。市から支払いが請求書提出より1か月程度かかります。）

## 代理受領制度とは

申請者の金銭的な負担の軽減を目的として、荒尾市が直接、施工会社等へ補助金を支払うものです。

耐震診断や耐震工事等完了後、申請者が全額施工会社などに支払ったことを確認した後、荒尾市から申請者に補助金の振込を行っていましたが、申請者が補助額を差し引いた金額を施工会社等へ支払ったことを確認した後に、荒尾市から施工会社等に補助金の振込を行うことが可能です。（どちらかを選択）

（例）工事費用125万円を支払う場合（補助率4/5 補助上限金額100万円）



★どちらか選択可能になりました。

## 申請の方法について

交付申請時又は完了実績報告時に代理受領委任状を提出して頂く必要があります。